

平成28年度 第3回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成28年12月19日（月）

都庁第一本庁舎42階（北側）特別会議室B

午前10時開会

○生活安全課長 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第3回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、年末のお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は生活安全課長の宮永でございます。事務局を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

着席にて失礼いたします。

それでは、議事に入る前に、お手元の配付資料のご確認をお願いしたいと思います。横にとめておりますダブルクリップをお外してください。まず会議次第です。おめくりいただきまして、委員名簿、その裏面が座席表となります。資料1、子供に対する歯ブラシの安全対策－東京都商品等安全対策協議会報告書－（素案）、資料2、修正表、資料3、今後のスケジュール。参考資料といたしまして、昨年度協議会を踏まえて作成いたしましたリーフレット「コイン形電池 ボタン形電池を子供にさわらせないで!」、また協議会の提言による電池工業会のお取組の紹介といたしまして「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」、そして抱っこひも安全協議会「抱っこひも「ヒヤリハット」体験募集キャンペーン」のプレスリリースでございます。このほか、本日、委員の方々からの提供資料といたしまして、ライオン株式会社様からのプレスリリース資料、また日本チェーンドラッグストア協会様から「子供用の歯ブラシの販売検証」の資料を机に置かせていただいております。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは越山会長に進行をお願いしたいと思います。

なお、恐縮ですが、カメラ撮影につきましてはここまでとなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

改めて、おはようございます。

それでは、会議次第に従いまして進行させていただければと存じます。12時には終わりたいと思っておりますので、議事進行にご協力お願いいただければと思います。

議事に入る前に、過去の協議会での提言を受けまして、事業者団体等が新たな取組をされているようですので、まず、簡単に事務局のほうからご報告をお願いいたします。

○安全担当 事務局の吉本です。着席にて失礼させていただきます。

それでは、昨年度の協議会の提言を受けた電池工業会のお取組と26年度協議会の提言を受けた抱っこひも安全協議会のお取組についてお知らせいたします。

まず、電池工業会では、お手元にお配りしております資料「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」のほうのご説明となります。電池工業会では、子供がコイン形電池のパッケージをあけて取り出し誤飲する事故を防止するために、乳幼児が素手で容易に開けることのできないパッケージのガイドラインを今年10月に発行しました。参考資料としてこちらの資料をお席にお配りしております。こちらは電池工業会のホームページで公開されております。このお取組を受けて、都は、コイン形電池等の安全対策の取組を要望した電池使用機器の製造事業者団体や流通・販売事業者団体等に対し、このガイドラインを周知し、ガイドラインの活用と安全に配慮した製品の製造や販売の普及促進を依頼しました。また、生活文化局消費生活部のホームページ「東京くらしWEB」からも情報発信しております。

次に、抱っこひも安全協議会の取組についてお知らせします。抱っこひも安全協議会のプレスリリース資料のほうをごらんください。抱っこひも安全協議会は、26年度の都の協議会の提言を受け、事業者同士が協力して抱っこひもの安全対策の取組を推進していく目的で、製造事業者と輸入・販売事業者により昨年2月に設立されました。この抱っこひも安全協議会は、安全啓発活動や製品開発、取扱説明書などに役立てるため、ヒヤリハット体験募集のキャンペーンを実施しています。同協議会のホームページからウェブアンケートの方式で募集となっております。こちらのお取組につきましても「東京くらしWEB」とツイッターで東京都からも情報発信しております。

お知らせは以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、議事の1に入りたいと思います。

まず、資料1、協議会報告書（素案）についてになります。

第1章、事故事例から、第8章、現状と課題までは、第1回、それから第2回の協議会での資料をまとめているものですので、事務局から一括して説明をお願いいただければと思います。お願いいたします。

○安全担当 それでは、資料1、報告書（素案）の説明に入ります。

資料1の表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。素案は、第1章から第4章

までが第1回協議会の資料、第5章から第9章が第2回協議会の資料からの構成になっています。第2回協議会の後に6章の歯ブラシに関する実験結果、8章の「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る現状と課題、9章の「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る今後の取組についての提言について、委員の皆様にご確認いただき、ご意見いただきました。皆様にはお忙しい中、資料をご確認いただき、大変ありがとうございました。6章、8章、9章は、いただいたご意見を反映し、修正しております。このほか事務局で文言修正や資料の追加をしております。

それでは、1章から8章について、修正点についてご説明します。

第1回、第2回協議会資料からの修正点は網かけをしております。修正箇所と修正内容は資料2の修正表に一覧でまとめておりますので、参考にしてください。このうち、ご意見を反映した箇所など主な修正点についてご説明いたします。

まず、2ページをごらんください。第1章、歯ブラシに関する子供の事故事例等の第1、国内における事故事例です。1、東京都が把握した事故件数に、事故件数が減少していない状況であることをお示しするため、(1)事故件数の時系列変化を追加しました。こちらは第2回協議会で追加情報としてご報告したものです。

お隣の3ページをごらんください。子供の年齢別の事故件数で、年齢だけでなく月齢まで傾向を見る必要があるとのご意見がありましたので、(2)年齢月齢別事故件数を追加しました。こちらも第2回協議会で追加報告としてご報告したものです。

第2章から第4章までの修正はございませんでした。

次は、第5章、アンケート調査の結果となります。78ページをごらんください。5章の5、歯ブラシによるヒヤリ・ハットや危害経験の発生原因についての結果となりますが、どのような姿勢から転倒しているか傾向を把握するために、「ころんだ」109件の内訳についてさらに分析した内容を追加しております。

次に、93ページをごらんください。第6章、歯ブラシに関する実験結果となります。概要の網かけ部分は、本文を反映したものですので、本文に沿ってご説明してまいります。

95ページをごらんください。まず、本文全体ですが、実験条件や結果の記載順についてご意見をいただきましたので、全体の構成を見直し、さらに図を追加して、わかりやすくなるように修正しております。

95ページ、第1、子供が転倒した時に掛かる力の検証の2、実験条件では、(1)年齢と(2)転倒状況について、実験条件を想定した理由を追加しました。

1枚おめくりいただきまして、96ページをごらんください。実験に使用した歯ブラシについて説明が必要とのご意見がありましたので、第1、子供が転倒した時に掛かる力の検証の2、実験条件、(3) 試料に、実験試料に用いた歯ブラシについて説明を追加しました。

続きまして、101ページをごらんください。第2、誤飲チェッカーによる歯ブラシの安全対策の検証では、安全対策の検証は事故事例やヒヤリ・ハットの多い年齢、1歳、2歳の口腔の大きさで行うべきではないかのご意見がありました。3歳児の口腔の大きさを模した誤飲チェッカーを用いた理由として、3歳児の口腔の大きさを安全対策の有効性が確認されれば、口腔のより小さい1歳児、2歳児においても安全であると考えられるためと記載しました。また、誤飲チェッカーの説明図を追加しました。

1枚おめくりいただきまして、102ページをごらんください。2、実験条件に、こちらも実験試料に用いた歯ブラシについて説明を追加しました。

同じく102ページ、(2)は、口をあけた状態と口を閉じた状態としていましたが、口を閉じた状態はどのような実験の内容なのかわかりにくいとのご意見がありましたので、それぞれ(2)「口を開けた状態」と(3)「喉の奥に入れ過ぎない目安(コブ)」とし、さらに検証の判定例を図でお示ししました。

次に、104ページをごらんください。上から18行目になりますけれども、「受傷リスク」と書いてあるところなんですけれども、修正前は「突き刺さるリスク」としていましたが、鶏肉に突き刺さるかどうかでは、歯ブラシの一部に衝撃吸収性能を取り入れているC3の歯ブラシは荷重値がC1、C2よりも小さいのですけれども、鶏肉に刺さってはいないので、「突き刺さるリスク」ではなく「受傷リスクを低減できる」としました。そのほか「突き刺さるリスク」と記載した箇所は全て「受傷リスク」に統一しました。

次に、今のところから7行下の「立位よりも荷重値が低いというわけではない」というところなんですけれども、修正前は「必ずしも座位であれば安心というわけではない」としていましたが、実験結果から明確な荷重値に関する言及にとどめ、「必ずしも座位であれば立位よりも荷重値が低いというわけではない」としました。

106ページをごらんください。第4のまとめの枠の外の「③の対策は」についてですけれども、修正前は「座位からの転倒による衝撃の違いが定量的に示されたため、これらのデータを反映した啓発を行う」としていましたが。実験結果では立位でも座位でも歯ブラシが刺さりましたが、立位でも座位でも危険ということでは消費者はどのような姿勢で歯磨

きをすればいいのかわかりにくいということで、消費者に伝えるべきことがわかるように説明すべきであるとのご意見がありましたので、消費者に対して何を注意喚起すればよいかわかりやすい発信となるように文言を修正しました。「座位で歯みがきすることにより、受傷リスクを低減できることを周知するとともに、座位から転倒した事故事例もあるため、座位であっても保護者の見守りが必要であることを啓発する必要がある」としました。

次に、第7章になります。109ページをごらんください。第7章、各団体の取組のうち、全日本ブラシ工業協同組合、ライオン株式会社様より、(2)今後の取組について、資料の改定がありました。(2)歯ブラシの安全対策に関する今後の取組の商品の安全対策に関するものの1つ目の事項、「発育段階に応じ安全に配慮した製品を開発・提供していくことと併せ、保護者が子供の発育段階に応じた製品を適切に選択できるよう、啓発情報を発信していく」となっております。ライオン株式会社様からは、新しいお取組について資料のご提供がありましたので、8章までの説明の後にまたご説明させていただきます。

1枚目おめくりいただき、110ページをごらんください。第2回協議会で紹介させていただきました日本小児歯科学会のお取組と、さらに今後のお取組について早川委員からご報告いただきましたので、資料に追加しております。今後の取組として、「日本小児歯科学会員に対して、学術大会で歯みがき事故防止の声掛けをする」「各地域において、日本小児歯科学会員が歯みがき事故防止に向けて、核となって働きかけをする」「各地域の歯科医師会を通して、保健所などの1歳6か月歯科健診、3歳児歯科健診などの保健指導の際には、歯磨き指導は、歯の磨き方のみならず、事故に対する注意指導も徹底するように働きかけていきたい」「日本小児歯科学会では、歯みがき事故防止を盛り込んだ歯磨きについてのリーフレットの刷新を検討したい」「各業界とも連携を取りながら、子供たちの安全で健やかな成長に寄与したい」とのご提案をいただきました。

次に、8章、「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る現状と課題の主な修正点についてご説明します。113ページをごらんください。こちらも概要の網かけの部分は本文を反映していますので、本文に沿ってご説明します。

それでは、117ページをごらんください。第1、歯ブラシに関する子供の事故発生状況と歯みがきの実態、3、受傷要因・発生場所の(1)事故の発生状況をごらんください。実験結果では鶏肉に刺さる・刺さらないは立位・座位に差は見られませんでした。アンケートの事例では立った状態からの転倒が多いことから、実際の事例から消費者へ効果的な啓発内容が導き出せるのではないかというご意見をいただきました。事務局で事故事例

の「転倒」とアンケート調査の「ころんだ」事例について内訳を確認し、「立っていた・歩いていた」からの転倒が多く、「歩く」「走る」から「ころんだ」事例が多いことがわかりました。それをこちらの（１）事故の発生状況に追加しております。

そして、（３）課題の後半部分ですが、それらの結果を踏まえ、「立位より座位の方が受傷リスクの低減を図ることができることから、保護者に対して、子供に座って歯みがきをするよう薦めることを啓発することが必要である」とし、また、「座位であっても、転倒する事例もあることから、保護者の見守りを必ず実施するなど、その他の安全対策を複合的に実施し、よりリスクを低減する必要がある」としました。

118ページをごらんください。子供が使用する歯ブラシの種類について、ヒヤリ・ハット及び危害を経験したときの歯ブラシは通常タイプが多いと記載されているが、ふだん使用している歯ブラシも通常タイプが多いことも記載すべきであるとのご意見がありましたので、（３）の課題として、「子供が使用している歯ブラシは「通常タイプ」が約9割を占め」という文言を追加しております。

119ページをごらんください。タイトルなんですけど、修正前は「子供の成長発達と歯科保健」「歯ブラシの使用実態」の節を分けていましたが、課題を論じる上で互いに関係していることから、「子供の成長発達と歯科保健の視点から見た歯ブラシの使用実態」とし、1つにまとめました。

（２）幼児初期の歯みがきに、アンケート調査結果から、歯磨きの開始年齢の現状について追加しました。

120ページをごらんください。3の課題ですが、こちらはまず1段落目に子供の歯科保健の視点から子供の歯磨きについて説明を追加しました。ここで、1歳後半から2歳ごろの子供は日常生活の習慣づけとして歯磨きを開始する年齢であるとともに、子供自身による歯磨きは清掃効果としては極めて不十分であり、保護者による歯磨き、仕上げ磨きが必要となることを追加しました。

次の段落で、アンケート調査結果から、安全対策が施された歯ブラシが普及していない現状について追加しました。

次の段落は、文言を整理し、「事件事例やヒヤリ・ハット及び危害経験では、1歳から3歳前半までの時期に事故が多く起きていることから、3歳前半までは、喉突き防止の安全対策が施された歯ブラシを使用し、喉突きのリスク低減を図る必要がある」としました。

また、下から9行目になりますが、「安全具などにより喉突き防止対策を施した場合、

歯ブラシが口の奥まで届かず」というところからページ最後の「使い分けの促進が求められる」では、子供が使用する歯ブラシと保護者の使用する仕上げ磨き用の歯ブラシとの使い分けの必要性、現状、課題が明確になるよう言葉を補いました。

次に、121ページをごらんください。下から3分の1ぐらいのところ、「0歳から6歳」など対象年齢を幅広く設定している商品は」と書いてあるところですが、修正前には「0歳から6歳」と入れておりませんでした。対象年齢について、現状でもかなり対象年齢を絞った製品があり、さらに細かく設定する必要はあるのかというご意見がありましたので、「0歳から6歳」などを加えて、現在幅広く設定している製品を指していることがわかるように言葉を補いました。対象年齢の例について、1歳半から5歳としていましたが、さらに幅広い商品が、情報提供がありましたので、より範囲を広く、「0歳から6歳」としております。

下から7行目、「さらに、歯ブラシに喉突き防止の安全対策を施すに当たっては」ところは、子供の歯ブラシの安全対策は喉突き防止以外についても考慮する必要があるとのご意見がありましたので、「子供が嚥んでもちぎれない、毛が抜けかないなど、誤飲・誤嚥防止対策も同時に行うなど、突き防止対策以外の安全対策にも配慮する必要がある」を追加しました。

122ページをごらんください。3、安全基準の記載の真ん中あたりなのですが、「家庭用品品質表示法やJIS、業界自主基準などにより」は、修正前は「JISや業界自主基準などにより」としていましたが、注意表記について、家庭用品品質表示法などにより統一的方法を強化するべきであるとのご意見を反映し、「家庭用品品質表示法や」を追加しました。

下から3行目をごらんください。歯ブラシは業界団体に加盟していない製造事業者による商品も多いことから、これらの商品の安全対策も推進する必要があるとのご意見があり、JISや業界自主基準による安全基準が周知されることによりそれらの事業者の商品においても安全対策の推進・促進が期待されることから、「歯ブラシは、製造事業者団体に加盟していない」から「JISや業界自主基準に子供用の歯ブラシの喉突き事故防止に関する安全基準を設け、周知することにより……安全対策の推進が期待される」を追加しました。

続きまして、このほか全日本ブラシ工業協同組合のライオン株式会社様と日本チェーンドラッグストア協会様から新たなお取組について資料のご提供がありましたので、ご説明

いたします。

協議会開催中からお取組を進めていただいております、ありがとうございます。

まず、ライオン株式会社様より商品の改良新発売についてのご報告です。プレスリリース資料をごらんください。こちらは12月7日にプレス発表された資料をご提供いただいたものです。こちらの改良商品は、2ページ目、4、商品特徴にありますように、0歳から2歳用、3歳から5歳用の歯ブラシについて、歯磨き中の転倒など、万一のときは、側面方向にハンドルが曲がって口への負担が軽減される「まがる・おれない 安全ハンドル」の歯ブラシとなっております。こちらの商品は来年2月15日全国で発売予定ということです。

次に、日本チェーンドラッグストア協会様より、歯ブラシの販売検証のお取組について資料の提供がありました。子供用の歯ブラシの販売検証の資料をごらんください。販売検証は、理事企業の株式会社龍生堂本店様により安全対策を施した歯ブラシをPOP等を活用するなど工夫して販売したところ、喉突き防止対策品の販売数が導入前の倍以上になりました。喉突き事故を減らしていくためには、消費者に安全な商品を選択してもらえるように、コマーシャルやメディアによる啓発活動など、継続してどう行うかが重要であるとのことでした。

全日本ブラシ工業協同組合ライオン株式会社様、日本チェーンドラッグストア協会理事企業株式会社龍生堂本店のお取組の紹介は以上です。

○越山会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの追加の説明について補足がございましたらお願いできれば幸いです。大久保委員からお願いします。

○大久保特別委員 この場をかりまして、今回事務局のほうからご説明いただきました弊社の、いわゆる子供の安全に配慮した商品の新発売についてご説明申し上げたいと思います。

リリースの中にも入っておりますが、消費者庁様から、2013年（平成25年）、いわゆる子供の重大な受傷ということで、大きくアラートを鳴らしていただきました。このアラートを受けまして、日本小児歯科学会様のほうから、やはり歯科学会としても動くべきであるということで、こちらに記載の渡部先生に弊社のほうと一緒に開発しようというお声かけをいただきまして、それから発売まで足かけ5年ということで、やっとこういった形で発売させていただくことができるようになりました。

安全対策をした歯ブラシはさまざまな考え方で世の中に出ています。弊社もその中の1つの商品として発売できることをこの場で発表できることを本当にうれしく思っております。ポイントは、小児歯科の考え方、今回、一番最初に書かせていただいていますけれども、基本的にお子様が自発的に歯ブラシ、歯磨き、口腔衛生に取り組むということの習慣づけと並んで、子供の刷掃力を十分担保した形で商品を実現化すると。それから、もちろんこういった受傷事故が起こっていますので、お母様、お父様、保護者の方は十分見ているんですけど、万が一、ヒヤリ・ハットで目を離したときに起こってしまったときの、そういった意味ではお父さん、お母さん、保護者の方の3番目、4番目の助けになればと思って開発した商品でございます。

非常にそういった意味では逆転の発想で——今まではゴムとプラスチックのハイブリッドのブラシだったんですけども、ほぼそれを逆転したような形でこういったものを実現することができました。こういった形の中で、さまざまな自由競争の中で子供の安全に配慮した商品が次から出ていくと思いますけども、ライオンとしてこういった形のものが出せることを本当にうれしく思っております。

あとは、こういった啓発活動ですとか、情報提供活動、それから、弊社も私企業でございますので、日本チェーンドラッグストア協会様をはじめとする流通、ご販売店各社のご協力と、それから弊社、情報提供という形の中で、お客様が確実に自分の必要な商品を選択いただけるような、そういった取組を今後も継続してまいりますので、この場をかりて皆様にもご協力いただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

長くなりましたが、以上でございます。

○越山会長 どうもありがとうございます。本当に心強いお言葉だと思います。

それでは、引き続きまして、岸邊委員様のほうから補足がございましたらお願いいたします。

○岸邊特別委員 チェーンドラッグストア協会の岸邊です。

この会議を通しまして、早速、微力ながらなんですが、曲がる歯ブラシの販売の検証をさせていただきました。資料でご提示したのはちょっと2週間と短い間でしたが、一応結果が出たのかなということで、直近のデータのほうも今日持ってきまして、継続的に見たところ、曲がる歯ブラシに関しましては、POSデータといって売り上げ順位で言うと7位、9位という形で推移していますので、ほかのチェーン企業様の商品としての導入としては入れられるのではないかというふうには考えております。

ドラッグストアの子供用の歯ブラシというのは、種類がたくさんあると思うかもしれませんが、どうしても限られたスペースの中で言うと、やっぱり10種類とか、大きい店舗でも20種類ぐらいで、それ以上あっても逆にお客様のほうで今度選びにくいという事もございますので、そういった中の商品で何を選定して売るかということと言うと、7位、9位というのは導入の目安にはなるのかなというふうには思います。

そういう資料をこの前、東京都様のほうに提出したのですが、その後すぐにこのライオン様の安全歯ブラシのほうが出てきましたので、これはすごいなというふうに感服しました。

今、現状のクリニカの商品で言うと、うちの金額ベースのPOSで1番をとっていますので、あと欲をもし申し上げれば、もう1つの「パン」のキャラクターのほうとサンスタ一様のウサギちゃんのほうが同じように曲がって頂けると、うちのPOSで言うと多分7割、8割がもうそういった商品で構成できるのではないかというふうに思いますので、期待しております。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございます。本当にいいお話で、参考になります。

それでは、限られた時間で効率よく議論の時間を持ちたいと思いますので、ご意見等は第9章、提言案の説明の後にまたお願いできればと思います。

それでは、事務局のほうから、第9章、提言案についての説明をお願いいたします。

○安全担当 それでは、第9章、「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る今後の取組についての提言についてご説明いたします。

報告書（素案）の125ページをごらんください。こちらは、第2回協議会で事項を箇条書きでお示したものを第2回協議会を踏まえて事務局が文章化し、さらにそれについて委員及び特別委員の皆様からいただいたご意見を反映しております。

まず、提言の前提では、事故をなくしていくためには、事業者による商品の安全対策の推進と同時に消費者の安全意識の向上のための積極的な注意喚起が不可欠であるとし、さらに、今回の調査で明らかとなった通常想定される使用実態を十分考慮し、各主体がおのおのの立場から安全対策に取り組むことにより改善が図られるとしました。

では、第1、商品等の安全対策等をごらんください。1、歯ブラシに関する安全対策の強化ですが、こちらは製造事業者団体、製造事業者が主体の取組となります。

まず、（1）歯ブラシの安全対策の強化では、事故事例やヒヤリ・ハット及び危害経験

の多い1歳から3歳前半の子供が使用する歯ブラシは、転倒等により発生する喉突き防止の安全性を重視する必要があることから、歯ブラシ自体に衝撃吸収性能を持たせる。歯ブラシ自体を口腔内奥に入りにくくするなど、喉突き防止の安全対策を強化すること。安全対策を施すに当たっては、喉突き防止以外の安全対策も同時に配慮する必要があることから、喉突き防止のみならず、総合的に安全性の配慮をすること。安全具などにより喉突き防止対策を施した歯ブラシは、清掃効果を得ることが難しいことから、保護者による仕上げ磨きが必要であり、さらに子供が使用する歯ブラシと保護者が使用する仕上げ磨き用の歯ブラシとの使い分けも必要であることから、製品ごとに使用者及び使用目的を明確にし、子供自身が使うものと保護者が仕上げ磨きに使うものと区別すること。続けて、126ページをごらんください。上から4行目になります。子供用の歯ブラシには、対象年齢が「0歳から6歳用」など幅広いものがあることから、商品の対象年齢は、子供の年齢に応じた安全対策を実施することとしております。

次に、(2) パッケージ注意表記の強化と表示事項の改善は、歯ブラシのパッケージの注意表記は、全ての子供用の歯ブラシに事故防止につながる具体的な注意事項を表示すること。特に事故の危険性の高い低年齢・低月齢向けの商品には、喉突き事故の危険性を必ず記載し、消費者に事故の危険性を確実に伝えること。重要な注意事項は目立つ表記とし、効果的な表示方法を工夫すること。パッケージの表示以外の方法でも消費者に注意事項を伝える手段を検討すること。消費者が適切なものを選択できるよう、歯ブラシには対象年齢と子供自身が使用するものか保護者の仕上げ磨き用なのかについても明記することとしました。

127ページをごらんください。2、安全対策基準の強化は、事故を防止するためには、「家庭用品品質表示法やJIS、業界自主基準などにより、子供用の歯ブラシの喉突き事故防止に関する安全基準を設け、安全に配慮する点を共通認識とすることにより、商品の安全対策を強化する必要がある」とし、製造事業者団体に対しては、「転倒等により発生する喉突き防止等の安全性に関する事項について、業界による自主基準や指針を策定し、積極的に公表していくこと」、「JISの改定を行うなど、安全対策の取組が広く推進される方策を検討すること」。安全基準には、「①歯ブラシを喉に突き刺さらないようにする、又は、喉の奥に入らないようにするなど、製品の安全性の強化に向けた事項」、「②喉突き事故防止に関する注意事項を必ず表記すること」を盛り込むこと。安全基準の策定に当たっては、製造事業者団体及び製造事業者による技術的視点と創意工夫による検討を

行うこと。業界自主基準及び指針の策定やJ I Sの推進に当たっては、ガイド50を参考とすること。ブラシ部が植毛ではなく成形された歯ブラシについても安全対策を推進する必要があることから、これらの製造事業者にも情報提供を積極的に行うこと。また、国や都の取組として、団体に加盟していない事業者の安全対策の推進には行政の役割が重要であることから、国は、家庭用品品質表示法などにより注意事項の表示の強化を図るとともに、製造事業者団体に対し、J I Sの改定について働きかけること。国や都は、製造事業者団体に加盟していない製造事業者等に対し、協議会報告を情報提供するとともに、安全対策の推進に向けた働きかけを行うこととしました。

129ページをごらんください。第2、消費者の安全意識の向上では、まず、製造事業者団体、製造事業者が主体の取組として、1、消費者への積極的な注意喚起では、今回の調査から明らかになった消費者の使用実態を踏まえ、消費者の行動に結びつく具体的な安全対策についてわかりやすく情報提供するほか、消費者に浸透しやすい注意喚起を積極的に行うこととしました。

2、消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起は、製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、販売事業者、消費者団体、子育て支援団体、日本小児歯科学会、国、都等、あらゆる主体による取組となります。消費者の使用実態やヒヤリ・ハット及び危害経験が起きた状況等を踏まえ、より具体的な注意喚起を行い、事故防止に向けた行動に結びつく啓発を行っていくこととし、具体的な注意喚起事項を挙げております。主なものとして、特に事故の危険性の高い3歳前半までは安全対策を施した歯ブラシを選ぶようにする。安全対策の施された歯ブラシを使用する場合でも保護者が必ず見守る。子供が使用する歯ブラシと保護者が仕上げ磨きで使用する歯ブラシとの使い分け。子供にも事故の危険性について教える。歯磨きを行う場所、生活環境の見直し。歯ブラシ以外の日用品についても注意喚起するなどを挙げております。

130ページをごらんください。3、消費者への効果的な普及啓発は、こちらも製造事業者団体、製造事業者、流通・販売事業者団体、消費者団体、子育て支援団体、日本小児歯科学会、国、都等、あらゆる主体の取組として、消費者へ注意喚起していく具体的な方法や手段を示しております。主な事項として、注意喚起は、子供の成長のなど状況の変化のペースに合わせて繰り返し継続していくこととし、(1)あらゆる機会を捉え、さまざまな媒体を活用した広報、(2) SNS、子育て情報サイトを活用した対象に届く効果的な広報、(3) イベントと連携し、事故の危険性を周知するとともに、購入時における安全

な商品の選択、子供の歯ブラシの取り扱いに係る注意事項などについての普及啓発、

(4) 保護者だけでなく、祖父母や周囲の人も含め幅広い層へ繰り返しの啓発、(5) 保健所・区市町村と連携し、乳幼児健診等の機会を活用した啓発、(6) 地域の歯科医師会に事故情報の周知と注意喚起の発信の働きかけを挙げております。

131ページをごらんください。4、消費者が安全な商品を選択できるよう販売時における広報では、こちらは流通・販売事業者団体、国、都が主体の取組となります。流通・販売事業者は、仕入れ・調達段階から安全性の高い商品を選定し、販売時における消費者への安全な商品の普及を図ること。POP広告の活用や効果的な商品陳列など、販売方法を工夫すること。事故防止啓発リーフレット等の売り場への設置や、店舗や通信販売サイトへの啓発広告などを挙げております。さらに、国や都は、製造事業者団体に加盟していない製造事業者の商品やプライベートブランド商品を販売する事業者に対し、今回の協議会報告を情報提供するとともに、事業者が行う製品安全の自主的な取組強化について働きかけを行うこととしています。

132ページをごらんください。第3、事故情報の収集と活用体制の整備。1、業界としての相談窓口の周知徹底と事故情報データの活用、こちらは製造事業者団体、製造事業者、流通・販売事業者団体が主体の取組となります。子供の歯ブラシの事故情報は、報告や相談がされにくく、商品の改善や基準につながりにくいことから、事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報を広く受け付ける窓口についてさらなる周知を行うとともに、受け付けた情報の共有や活用の仕組みを整えていくこと。事故を消費者の意識不足や誤使用や不注意とするだけで終わらせず、収集した情報を商品改善等につなげ、安全性の高い商品の普及に努めること。事故情報の収集は継続的に行い、商品改善の効果について定期的に検証することで、さらなる事故の未然・拡大防止につなげていくこととしました。

次に、2、更なる安全対策に向けた事故情報の提供と効果検証への協力等、こちらは国や都が主体の取組となります。都は、協議会報告の提言を受けて行った歯ブラシの安全対策の効果検証を行うこと。国や都は、製造事業者団体に対する事故情報の提供や商品改善等の効果検証に資するデータの提供などを積極的に行うこと。さらに、事故時の対応結果について、製造事業者や消費生活相談窓口に情報提供するよう、消費者に対して普及啓発していくこととしました。

9章の説明は以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、この報告書の素案の中身についてご検討いただければと思います。

まず最初に、第1章から第8章までについてになります。今、事務局のほうから第9章、まとめのお話をしていただきましたけど、その前に、海外の事故調査、日本の事故、それからアンケート調査、実験等の1回目から今までやってきたもののまとめの紹介がありました。その中で、事前に皆様の意見を反映した形で、随分客観的によくわかりやすいような資料になっているかと思いますが、やはりまだこれでもとか何かご意見とかがございましたら、今回できるだけ中身を固めたいと思っておりますので、ぜひお願いできればと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

中身的には、今までの実験の中身、またはその解釈について等の部分でいろいろご意見いただきましたけど、この網かけのように事前にいろいろご調整いただいて、これであればというような表現になっているかなと私も思っております。ですけど、やっぱり気になるなとか何かありましたら、どうぞ遠慮なくご意見等いただければと思います。よろしいですか。

また何か後でお気づきの点があればご発言いただいてもいいかなと思います。

それでは、今回のメインのテーマになります第9章の提言案の箇所に入りたいと思っております。

それでは、最初に、125ページの、まず第1、商品等の安全対策等、1、歯ブラシに関する安全対策の強化の箇所ですね。ここには、(1)として歯ブラシの安全対策の強化、それから第2としてパッケージ注意表記の強化と表示事項の改善、それから2の安全基準の強化という箇所がございます。これらについてご意見等いただければと思います。

○小野特別委員 意見というよりも補足をさせていただきたいんですが、126ページの(2)のパッケージ注意表記の強化と表示事項の改善の下から7行目あたりです。消費者に注意表記を目立たせる手段の1つとしてピクトグラムの活用を挙げておりますが、このピクトグラムを挙げたのは私です。こうした視覚的にわかりやすくする記号化の方法というのは、複数の企業、さらには業界全体とか社会全体で統一して使うことで意味が出てきますので、そうした取組につなげていただくような形にしていだけないかなと思っております。そういう取組を意味して申し上げましたので、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。確かに必要な事項ですね。なるべく共通的なご理解をいただけるようにしたほうがいいので、国際的にも認められていますピクトグラムや表

示方法を採用していくことは非常にいいことだと思っております。

その件に関連してでも結構ですけど、何かございますでしょうか、ほかに。

今回、このまとめの考え方の1つとして、3歳前半までとそれ以上の年齢に分けるといような基本的な方向性が見えてきておりますが、このような区分けの方法について、何かご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでしたら、どんどん先に行って、また必要に応じてもとに戻ればいかなと思っております。

それでは、次に、129ページからの箇所ですね。第2、消費者の安全意識の向上についてご意見をいただければと思います。

ここでは、主に消費者に浸透しやすい注意喚起を積極的に行うというポイントとして、幾つか四角い箱に入って、こういうポイントがあるなということをおまとめいただいております。本件については十分議論されてきている内容だと思えますけど、このような表記の仕方——多分、この例に倣って指導や注意喚起、情報提供をしていくようになるのかなと思えますけども、こういう表現の仕方だと誤解しやすいとか、あとはもう少しこういうふうに書いたほうがいいのかとか、何かそういうご意見でも結構です。いかがでしょうか。

○釘宮委員 消費者の行動に結びつくような注意喚起ということで、今回、ライオンさんのほうで新しい商品などを発売されたということもあり、CMでの周知をお考えかと思いますが、CMで使い方といいますか、実際に歯磨きをしている様子をやっていただくというようなところも1つ効果的な注意喚起の方法ではないかと思ったりしております。例えば立つよりも座ったほうが安全性が高いということであれば、CMの中で座って磨くような映像を使うというようなことも、コマーシャルの映像というのは非常にインパクトが強いかと思えますので、ぜひやっていただければありがたいと思います。

あと1点質問なんですけれども、129ページの四角の中になりますけれども、下から3つ目の丸のところで、「立位よりも座位の方が受傷リスクの低減が図られることから、歯みがきは床に座って行う」といような表現になっています。以前は、「座る」という表現だけだったように思うんですが、「床に座る」というこの表現、これは正しい表現でしょうか。

○生活安全課長 あえて「床」と入れさせていただいた理由なんですけれども、ソファに座って動いて転倒しちゃったというところもあるので、ソファに座らず床にというこ

とで、あえて「床に」と書かせていただいているところです。

そのあたりは逆にご議論いただけるとありがたいと思いますけれども、これまでの事故事例といたしまして、椅子に座っていたり、ソファの上に座っていたりして、動いて転倒して突き刺しちゃったというのもあるので、あえて「床」という形で書かせていただいている次第です。

○越山会長 どうですか、皆さん。日本の家屋では必ずしもフローリングの床に座る環境ばかりじゃなくて畳に座ったりするケースもありますので、そういう場合も含めての解釈ということでよろしいんですね。床じゃないとだめだというわけではないということです。

○安全担当 補足なんですけれども、座って転倒という事例についてなんですけれども、椅子から落ちるとか、ソファから落ちるという場合は、転倒ではなく転落に分類しているので、座った姿勢からの転倒事例の中には入っていないんですけれども、実際には事例としては転落という事例の中で幾つか見受けられます。

○大久保特別委員 おっしゃるとおりだと思います。

○越山会長 そのとおりですね。ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

この箇所、四角い箱で区切っているのは、この四角い箱のまま外に出ていくというような感じなんです。あくまでもこういう必要事項を——どういう形でお知らせされるのかどうか分からないですけど、東京都が発行する何らかの啓発資料の中で入れるのか、それとも事業者団体等にこれを参考にして考えてくださいと言うのか、そのあたりは何か具体的な運用方法がございましたらお願いできればと思います。

○生活安全課長 ありがとうございます。

消費者の行動につながる具体的な注意喚起ということなので、できるだけさまざまな媒体で発信していきたいと思っております。

箱に入っておりますのは、こういった内容のことを、これだけちょっと長くなってしまいますから、もう少しわかりやすく、普及啓発するときには端的に紹介していくのかなと思っております。

都といたしましては、後ほどちょっとご案内というかご相談させていただこうと思っておりますけれども、また今年度もリーフレットをつくりたいということと、それから、ホームページ、「東京くらしWEB」ですとか、SNSによって、いろいろ発信していければなと思

っています。

○越山会長 ありがとうございます。

一般の方は、なかなか国や都の報告物などに接する機会というのはそれほどあるとは限らないと思います。また、近年では若いお母さんたちを中心にスマホやSNSで情報交換しているケースが非常に多いのかなという気がします。そういう環境などにもうまく適用できるスタイルでどんどん発信していくということも大事ですね。

あと何かございますでしょうか。

○谷口特別委員 ちょっとよろしいですか。製造事業者団体ということで、ご報告させていただきます。

以前から歯ブラシ自体に対策をつくって、それを規格というお話がございましたけれども、実際のところ、それはなかなか難しいというお話をさせていただきました。ただ、今回、ライオンさんが新たにこういうものを出されてきたので、機運としては広がってくるのかなと思いますけれども、今後これにほかのメーカーが対応できるかという、なかなか難しいのかなというふうに考えます。金銭的な問題もございますし、あと——ライオンさん、大企業なので、その辺は大丈夫なんでしょうけれども、これ、最初にサンプルで出てきました曲がる歯ブラシはある程度特許を押さえておりました。ライオンさんはその特許を逃れるような形で多分特許をとられていると思いますので、今度反対にもうほかのメーカーはあの形はつくれないというふうに思います。特許絡みということですね。そうすると、あのわっかの部分は別ですけれども、曲がる歯ブラシというのはなかなかつくれないのではないかなというふうに思います。非常に効果的な歯ブラシではございますけれども、そういうのが考えられるかなというふうに思っております。

あと、パッケージでございますけれども——今、つくれないと勝手に言いましたけれども、いろんな工夫をされるということで、業界としては、一応、こういう提言があるので、新しい新商品開発に関しては、こういうことを検討して開発してほしいというふうに提言していく予定ではございますけれども。

あと、パッケージに関しましては、これはどうするかという、どこまで危険性を言うのかという話でございますけれども、ピクトグラム、こういうのはございますんですかね。こういう危険性の目立つような表示、今までありますんですかね。

○大久保特別委員 J I Sで定義されていますし、おもちゃのS T規格なんかでもございますよね。

○谷口特別委員　のみ込むというやつですか。

○大久保特別委員　一番近い例が、おもちゃのS T規格の中の注意表記がありまして、先端がとがっているものなどは例えば36カ月未満の方には使わせないというときには警告マークで三角にビックリマーク、それから、こういうことは使っちゃいけないよというのは丸にビックリマークというような形でJ I Sの警告表示がございますので、今回は、この商品は、口にくわえたまま走るとけがをしますので、多分1つは丸にビックリマークの禁止みたいなものが、いわゆる口にくわえたまま走らせない。ただし、それだと何で走らせないか理由が伝わりませんので、いわゆる倒れて口に大けがをする、喉に刺さるということを書くということと、あと、見守りのお母様に、もしくは保護者の方ですね、ケアラーの方に確実に歯ブラシをするときは付き添ってください。これが、先ほどの提言の商品の配慮以外の部分の4つをお客様の言葉にかえるとそのようなことになるのかなというふうには考えていますが、そういったことを今後、先ほどの小野様のほうからも統一が効果的であるということがございましたので、検討していくのかなというふうには思います。

○谷口特別委員　我々の業界としても、警告なのか注意なのかという非常に悩ましいところではございますけれども、ある程度、どこまでの表示をするのかというのは、警告もオーケーかなという意見も出ております、はっきり申し上げて。できましたら、皆さんにどういう表示がいいのか。消費者団体などの方々だとやはり厳しい表現がいいのかどうかというところですね、その辺を、ご意見を頂戴できたらと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○西田委員　注意表記は本当にいろいろ課題もあるなと思ってしまして――注意喚起というか。

そして、過去、私どもがやった調査で、ベビーカーの指挟みというのがありました。実際には、指を挟むだけでなく指切断も起きていました。

それで、調査してみると、「指挟みしますよ」と伝えるのと「指切断しますよ」というのは実は大きな差があって、指挟みぐらいであればオーケーだと誤解してしまう問題があるんじゃないかなと思っています。海外のC P S Cとかいうところは、指挟みと言わないんですね。アンプテーション (amputation) という表現で、「切断」という意味です。正確な表現をしています。

調査をしたら、あまり伝わっていないということで、実は注意喚起していたにもかかわらず事故が繰り返されたということがあったんですね、ベビーカーのときには。指挟みは

知っているけど、切断というのは知らないよというのが42%いました。

ということで、表現の仕方も考える必要があると思います。今回も87ページだったかな、9割は何か知っているって書いてありましたね。この歯ブラシ事故のことは知っているということが書かれていたのですが、それでも事故が起こっているの、やっぱりもうワンランク上のメッセージが伝わるといいのかなと思います。もし可能であれば、警告であるとか、少しそういうワンランク上のものの方が伝わると思います。あえて予防という立場からはそういうふうに感じます。

○越山会長 ありがとうございます。

今の件に関してでもいいかと思えますけど、ぜひ積極的にご議論に参加いただければと思います。

○松田特別委員 ありがとうございます。具体的に何か商品が出てきたりとか、皆さんが積極的に取り組んでくださって、とてもうれしく思います。

今の指挟みのこともそうなんですけど、お風呂のふたの転落のところに結構すごく本当に落ちる絵が描いてあって、でも、それはすごくいいなと思って見ていた記憶があって、でも、それが共通だったのかちょっとわからないんですけど。

あと、実は国交省でもベビーカーマークというのをつくっていて、それは、過去に禁止マークしかなかったのをオーケーマークをつくって、ここはベビーカーのまま乗れますよというマークをつくったんですね。まだ周知が2割ぐらいとか、否定的とかというのもあるんですけど、逆に、電鉄の方たちが積極的にシールをつくって車両とか外側とかいろんなところに張ってくださったりしたので、かなり広がったということがあります。

だめな絵と、それからオーケーな絵を両方並べて絵で見せるとかというのはすごく効果的で、あ、こうやってやればいいんだということを描いていただけるといいかなと思います。

130ページも、これは私たちのほうの覚書だと思いますので、具体的に形にするときに、何々してはいけないとか、しないと書いてある、じゃあ、どうしたらいいのというところが出てくるといいのかなというふうに思います。

もう1つは、ここは「保護者」というふうに出ているし、皆さんすごい注意深く「ケアラー」とか「保護者」とかというふうに言いかえてくださっているんですけど、実際に啓発をする場面になるとどうしても「お母さん」となってしまうので、そこを注意深く全ての方に啓発していただけるといいかなというふうに思います。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。非常にいいご指摘だと思います。

○小野特別委員 ちょっと本題からは外れるのかもしれませんが、今回の子供用歯ブラシの事故予防の対象の中に、いわゆる電動歯ブラシというのは入るのでしょうか。子供用のもしっかりネット上でも販売されています。中にはヨーロッパ製の電動歯ブラシとか、韓国製の音波歯ブラシなんていうのも売られています。形状的には非常に通常の歯ブラシに近い形をとっています。ただ、私の記憶では事故事例があまり無いので注意されていないのだと思いますが、ここでどこまで言及するのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○谷口特別委員 電動歯ブラシは、実際のところ、我々の歯ブラシのJIS規格には含まれておりません。ですから、品評表にも含まれていないですね。電動歯ブラシを除くという文言がございまして、なぜ除かれたかというのはかなり以前からそういうふうになっておましてちょっとわからないんですけども、あくまでも電気の器具という考えだったのかなと思われるんですけどね。ただ、先端が交換できますので、実際につくっているのは我々の業界の人間でございましてね。ですから、一応あれは含まれないというふうにお考えいただけたらいいかなと思います。実際のところ、私としてはちょっとおかしな話だなと思うんですけどもね。ただ、本体の保証とかの、やはり電機メーカーさんの話になりますので、その辺を一体ものと考えて外したのかなというふうに思います。

○岸邊特別委員 すみません。売る側で言うと、POSにも入っていますし、先ほど出た替え歯ブラシというのはやっぱり上位にも入っていますので、売る側の意見で言うと、今回のこの安全に関しては盛り込んでもらって構わないのかなというふうには思いますけど。

結局、お客様がこれが子供用の歯ブラシで、電動用の歯ブラシは違いますということと別に理解しないと思いますので。例えば替え歯ブラシが外れて、それをのみ込む誤飲ということも可能性としてある以上は、この対策委員の話で言えば盛り込まれたほうがいいのかなというふうには思います。

○生活安全課長 東京都といたしましても、この協議会にご参加いただく事業者団体様以外のいろいろ製品もあるかと思えます。ブラシ工業協働組合さんのほうの対象になっていない、いわゆる植毛していない歯ブラシについてもこちらのほうでは対象にしておりますし、この場に関係団体さんがいらっしゃらない団体につきましても東京都のほうで提言いただいた後にはご要望という形で働きかけをいろいろできたらいいかなとは思っております。

ます。

○越山会長 先ほどの資料はそのような書き方だったので、多分そうしていただけるんだと思いますが、電動歯ブラシでの事故というのは報告されているんですか。

○安全担当 数は少ないんですけども、事例の中には含まれていました。

○越山会長 あることはあるんですか。わかりました。

多分、電動歯ブラシは、電気のコードがついているのではなくて、充電式だと思います。そうすると、電気用品基準やJ I Sの対象になっていない可能性はあると思います。多分、取り扱っている事業者さん——輸入品もあるかと思いますが、そういう方々にも注意喚起の配慮をいただくなど働きかけるのは決して間違いではないかなとは思われます。

ほか、何かございますでしょうか。

○岸邊特別委員 こことか、次なのかなというふうにも思ったのですが、啓発のお話も出ていたので、ちょっとここで話しさせていたきたいのですが、今回のこの議案でずっと事故をどのようにして未然に防ぐかというところで大分議論もされて、そういう啓発活動を行っていかうとなっているのですが、東京都様のほうにもお話をしたんですけど、実際この啓発をすればするほどなんですが、先ほどのベビーカーの事故が結局なくなっていないよという話もあるように、啓発をすればするほど実際に歯ブラシで事故が起こったときにどういったことがあるかというところで、ちょうど1カ月ぐらい前ですかね、子供用のおもちゃのほうの誤飲事故で、ちょうどニュースに出ていたんですけど、2歳の女の子が亡くなったお話が出ていたんですけど、そのときのネットのニュースのその下にある一般の人のご意見とか、それが今全部羅列して出てくるんですけど、そこに書いてあるコメントが、大体ほぼほぼ全てが親の自己責任みたいな形で、同情をしてくれるような文言がまるっきりないんですね。

結局、啓発すればするほど、そういう事故が起こってニュースに出ると、またそういう市民の声とか、そういう声がどうしても、ネットなので、それがごくわずかですけど、声の大きいほうはどうしても取り上げられるようなところがありますので、そういったところのフォローみたいなのところも今回盛り込んでいただいたほうが、この後に続く事故を実際に起こしたときにその報告事例がないというところにも入ってくるのかと。

個人的に、事故を起こしていないときは、その記事を読んだら、親の責任だよねというふうに思われる方がいらっしやると思います。ただ、実際自分にそれが起こったときに、そういうふうにした感情がある分、やっぱり後ろめたい気持ちになるのか、言わなくな

るのではないかというところも考えられますので、そういったところのフォローも含めて啓発のほうはやっていただいたほうが良いと思っています。

○越山会長 確かに近年のSNSの情報や、書き込みを見てみると、正反対の意見が出ていることもあり、ご指摘のとおりかもしれません。ただ、この協議会としては、以前からやっております抱っこひものときもそうなんですけど、お母さん側が自分が悪かったから報告しなかったり、仕方ないと思ひ込んでいくケースが多く、そんなところに目を向けて、必ずしもそうじゃないんだよ、一緒に考えていければその事故が減るんですよというふうな視点を持って取り組んでできているところもあります。どういう形で公正に一般の方に、またはSNSをご利用の方に働きかけていくべきかというのは、私もよい手立てをもっているわけではないですが、マイナスの方向に進まないような啓発を考えていくことはとても重要でしょうね。

○生活安全課長 追加でばかり事務局から申しわけありません。今おっしゃったご意見、そのとおりだと思っております。私どももそういうことをしっかりアナウンスしていかなければいけないと思っております。そのことありまして、今回、報告書にも、産総研さんのほうの見守りの限界といいますか、秒速3メートルの速さで動かなきゃいけないというところについても引用させていただくなどして報告書にも入れているんですけども、そのあたりもしっかり普及していければなと思っております。

前回、協議会の中で山中委員のほうから消費者教育、そういうことも含めて行政としてもしっかりやっていくべきというようなご意見をいただきまして、都としても、そのあたりを検討して、どういう形でやったらいいのかというのもしっかり検討していきたいと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

○山中特別委員 山中です。

今ご意見があった、「親の責任」と指摘されることは、日常的に経験することですね。私がいろいろ予防法を言っても、「それは親の責任」ということで済まされてきたんですけど、社会全体から見ると、現実にはかなり重症度が高い、中には死亡するような事故が起り続けているわけですね。

なかなか理解してもらえないその1つの理由は、今まで、事故を予防する方法が提示できなかったことです。例えば、歯ブラシも、転んで刺さってしまえば、それは走ったから悪いとか、本人が悪いとか、親が悪いと言っていたんです。今回、製品として解決できる

ものが提示できるわけですね。他にも、ベビーカーも指挟みが少なくなるような製品とか、濡れであればライフジャケットとか、それぞれ解決方法が提示できるようになったんですね。しかしいつまでたっても「親の責任」といわれる状況は続くと思います。しかし解決方法がある、あるいは解決方法を探るような動きを社会全体として進めていく、何とか改善、変えられるものを見つけて、変えていくのが安全にかかわる者の仕事だと思っています。保護者の責任だけで済ませるわけにはいかない。親の責任と言っている人も、いずれはご本人にも同じ事故が起きるかもしれない。そのときにはわかるんじゃないかと思いますが、そういう意味では、保護者の責任という意見が多いからといって我々はへこたれるわけにはいかない。解決方法をきちんと提示できるような社会システムが必要だと思っています。

以上です。

○越山会長 決して岸邊委員は啓発することはマイナスという意味ではなくて、そういうようなことが起きないように上手な啓発方法を進めたらいいんじゃないかというようなご意見だと思いますので、今の解決策といいますか——そのご意見はいい考えだと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

先ほど警告表示に関するご意見がございました。すごく大事なことですが、業界のコンセンサスも要ると思いますし、あとほかの規格だとかを横目に見ながら妥当なものを判定するプロセスもあろうかと思いますが、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

安全関係の専門家が使う手法にリスクアセスメントがあります。リスクアセスメントでは、製品に内在するリスクを定量化していきます。しかし、製品には同時に様々な重篤度のリスクがあるのが普通ですが、その定量化のプロセスでは最も重篤度が高い値をその製品のリスク値とし、警告表示などもリスクを過小評価しないことが原則となっています。そうすることで最悪こんなひどい事故が起きるんだよというようなことが可能となります。そういう見方もご参考いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

○鈴木委員 すみません。消費者が一番最初に選ぶのに目にとめるのは表示なので、やはりパッケージとかに、100%安全はないのでこれだから安全という言葉は…。意外と安全だと思って買った、それでトラブルが起きると必ず何か苦情を言ってくるわけです。先ほどおんぶ抱っこひもとかベビーカーのこともありますので、例えば安全に使うためにとか、これが安全というイメージをなるべく与えるような文言でない表示方法を何か選んでほし

いなと思います。100%安全はないと思うので。それでも、言う人は安全とうたわれていると、どうしても安全だと思ってしまうんですね。でも、そこにはやっぱり先ほどのリスクもあるんですよということを何かしら、パッケージじゃなくても何かの方法で提示できればいいなと思っています。

○越山会長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

○櫻井特別委員 サンスターの櫻井です。

今、鈴木様がおっしゃったことは、私どもの実際に電話で窓口を担当しておる人間も同じことを危惧しておられるんですね。皆さん方、本当はお客さんにそれは少しでも安全だということを知っていただきたい一方、「安全」と書いたばかりに、これ、安全なんですよと、極端な言い方をすると、だから目を離してもいいんだよ、こうならないようにメーカーとしてももちろんしたいですし、この見守りというのが非常にやっぱり一番大事で、そこをあくまで補足するものでしかないので、今おっしゃったように、100%はないんですよ。ですので、ここのところをくれぐれも、先ほどのどうやって表現していくかというようなところにぜひとも反映させていかないといけないなど、そんなふうには思っております。

○越山会長 おっしゃるとおりですね。ぜひ業界の皆さん、できるだけ前向きに表示方法などをお考えいただけるとありがたいと思います。

それでは、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、最後の箇所に行きたいと思います。

132ページの事故情報の収集と活用体制の整備の箇所についてご意見等賜れば幸いです。

○山中特別委員 事故情報では、特に2番の効果検証、これはとても大切なことだと思っています。ただ、製造事業者団体等への事故情報の提供というのは、これは多分あまり情報が集まらないんじゃないかと思っています。先ほどからいわれているように、「私が見ていなかったから」ということで済まされてしまいます。

先ほど話が出ていましたけど、抱っこひもの「ヒヤリ・ハット」体験募集キャンペーンが今月末まで募集されているとのこと、ぜひ何件集まったか知りたいですね。多分ほとんどこういうところには集まらないのではないかというのが私の予想です。

私としては、今回こういう委員会を開いたときに必ず報告される東京消防庁の救急隊の

データ、これが疫学的で正確です。例えば新しいタイプの歯ブラシが出回るようになったら、どれぐらい事故が減ったかというのは、これは2年、3年経ったらわかります。東京消防庁のデータがやはり一番信頼できると思います。医療機関情報ネットワーク、これは集まるデータがばらばらです。東京消防庁のようにシステムがきちっとできていて、全都下からの情報が集まるシステムがよい。今までのデータもありますので、文章の中に「東京消防庁のデータを2年、3年おきぐらいに検証する」ようなことを書いておいていただくと、それで判定できるんじゃないかと思っています。よろしく願いいたします。

○越山会長 確かにおっしゃるとおりですね。本件については、消防庁さん、何かご意見ございますか。

○岡本委員 今、データのお話をいただきましたけれども、うちのほうも引き続きこのような生活事故全般についてデータをとっておりますので、新たにデータの収集の仕方を変えるということではありませんが、今やっているものを継続していきたいと思っています。それが皆様が活用できるものであれば提示していきたいと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

先ほどの抱っこひものヒヤリ・ハットの収集に関して、確かに山中先生がおっしゃるとおりの部分もあると思います。当初は業界では事故などの情報がほとんどはいつてこないというお話でした。それでは、やはり実態がわからないままでは製品の改善・改良につながりにくいということで、業界による協議会が積極的に自分たちで集めていきたいと思いますということになったようです。本件については東京都さん等がバックアップしてどんどん押し進めるようなこともしています。何かご自分たちでも積極的に情報を収集していこうというようなご姿勢というのは、やはりあったほうが良いと思います。

私も大学の研究レベルで調べている範囲では、なかなか事故情報を思ったように収集できないことがあります。しかし、消費者に個別にヒアリングしていくことで実態が見えてくる場合があります。

同じように歯科医師のお医者さんたちも、きっと個別にはいろいろご相談だとか、日常お知りになる機会があるのかもしれないですけども、そういう情報収集の機会というのでもできるだけ幅広く進めていくことが大事かなというような気がしております。

○生活安全課長 事務局のほうから逆にお願いで恐縮なんですけれども、本日、先ほどお話が山中委員のほうからもありましたけれども、なかなか多分体験を集めるということで

も容易なことではないかと思っております。抱っこひもの安全協議会は本協議会の提言を受けた後、事業者の方々が独自に事業者団体を設立して、今すぐいろいろお取組を頑張っているところだと思います。本日お集まりの委員の皆様方も、こういう取組をしているということ、皆さんのお持ちの何か発信手段がございましたら、ぜひとも発信していただくとありがたいと思います。これは事務局のほうからのお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○越山会長　ところで、業界の皆さん、こういう情報の収集の窓口の設置や、システムの構築や検討は既におやりになっていると思いますが、実際そういう事故がどれだけ起きているのかとか、関連する相談などの情報収集はどの程度可能なのか、イメージで結構ですので、お伺いできれば幸いです。

○岸邊特別委員　そのところをこの前、東京都様とも話して、我々小売りの中でも、この件じゃなくてもですけど、少なからず話がクレームという形であったりとかというのがありますが、大体それを各企業はそのまま企業の中で持った状態で対応していると思うのですが、そのときに一応ご提案して、我々の小売り、メーカー、どこもそうなのですが、その事案をさらに上に上げる1つ何か箱があれば、そこが一括して管理していただければいいんじゃないかということで、消費者庁でしたっけ、一応あるということで、ご回答のほうはいただいていたんですけど、じゃあ、実際そこを知っていたかというのと、恥ずかしながら知らなかったような場所だったので、電話番号もいただいたんですけど、一応そういったものが実際にはあるらしいんですね。ただ、やっぱりそれを我々はまだ知らないというところもありますので、先ほどの消防庁様のほうがやっぱりその辺、すばらしいというのであれば、そういったところを鑑みて、消防庁に上げるといってもおかしい話なのかもしれないのですが、どこか1つまとめる場所というのが明確にわかれば集まりやすいのかなというふうには考えています。

○安全担当　先日、日本チェーンドラッグストア協会様から事故情報の収集についてご質問があったんですけども、東京都から回答で、事業者さんからの情報収集については、消費者庁さんではなくて――製造事業者や輸入事業者以外の販売事業者さんについては、NITEさんのほうにヒヤリ・ハット事例も含めて事故の情報の収集の受け付けがあるということで情報提供させていただきました。また、消費者の方については消費生活センターですとか、あと重大事故については消費者庁のほうに報告をする制度があります。販売事業者さんについてはNITEさんのほうに報告をするという制度がありますので、ご連

絡させていただきます。

○大久保特別委員 報告制度は2制度ございまして、1つは、我々製造者が報告する内容でございまして、いわゆる改正消安法と呼ばれている法律がございまして、いわゆる重大製品事故については30日以上入院加療とか重傷のものは届け出ると。それから、そうでないものについても、極力報告すべきかどうかということ相談して、確実にやるということでございます。今回この協議会に当たるに際しまして、いわゆる報告をしていない事案で弊社が抱えているここ5年間の事故について、いわゆる折れて口にけがをしたという事例が9例ということは、前回この協議会でもご報告した内容でございます。

一方、消費者安全法、これは逆に言いますと行政に携わる皆様方が重大事故だったら確実に報告するという制度で、いわゆるありとあらゆるところがこういった重大事象を知り得たら消費者庁さん、N I T Eさん、そういった情報を収集する団体に確実に上げていくという形はもう法で定められておりますので、そういった形のものというのは非常に今は機能しているのかなというふうに思っております。

あと2点目は、今、フリーダイヤルの#8000番ですとか、例えば東京都さんで言うと#7119ですとか、さまざまないわゆる情報が行政のほうにはございますので、こちらはどちらかという受傷の原因のほうでさまざまなデータがまとまって報告されておりますので、逆に言いますと、最終的な——それで、例えば手前勝手に言いますと、こういった家庭品でこういったことが起こっているというところまでの直接の原因のところのデータはあるんですけど、そこから先のデータというのに関して実はアクセスがしづらく思いますので、そういったことも今後、行政側のお持ちのデータについて、メーカー側にご提供いただけるような仕組みみたいなものがあるといいなと常々思っておりましたので、この場をかりてご意見申し上げたいと思います。

○越山会長 多分それが実情だと思います。それほどこういう事故情報の収集って大変なんですよね。

私も重大製品事故を見せていただくことがあります、抱っこひもやボタン電池、そして歯ブラシに関するものは見たことがないですね。実際にそれに至らない事象事例が多分いっぱいあると思いますが、なかなか集まらないのかなと思われまして。今ここで議論しているのは、なかなかあがってこない情報であったとしても、警告表示等を示すことで、実は私も経験したんですよとか、こういう商品があったらいいんですねというような声が上がってくるというような活動につながればいいかなとは思ったりしております。

まだ時間がありますが、ほぼ最後まで行ってしまったので、全体を通してでも結構なんですけど、この第9章のまとめに関してほかに何かございますでしょうか。早川先生、何かございますか。

○早川特別委員 皆様のご意見興味深く拝聴しました。ありがとうございました。

今、先程の注意喚起なのか警告なのかというところを考えておりました。一番最初、この協議会に参加する前に、私どもの小児歯科学会のパンフレットでは「歯みがき事故に注意」と書いてあるのは裏面なんです。

ちょうど数年前の消費者庁の同様の検討会に私どもが歯ブラシ事故注意喚起という形で参加した後、このリーフレットを制作いたしました。パンフレットの制作にあたっては、歯磨き自身のマイナーキャンペーンになってしまうのは非常に困るというふうに実は思っておりました。ただ、この協議会に私が参加して、これは注意喚起ではなく警告でないかというふうに今は思っております。

警告したからといって歯磨きをやらなくなるかというふうには、私は今考えておりません。それはやはり親御さんの考えで、やる人はやるだろうし、やらない人はやらない、これは注意喚起しようが警告しようが多分変わらないだろうと思います。

ですから、今まで私は注意喚起と言っておりましたが、私は警告に変えたほうがいいのではと強く考えております。既に学会のほうではリーフレットは刷新しようという方向で検討に入っておりますが、一応この協議会の最終を待って、また、この協議会でもリーフレットを出しますので、それを拝見してから刷新する方向で今動いているというのが現状です。

注意喚起と警告という件については、警告で統一したほうがよろしいのではないかと私は今考えております。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

あと、全体を通してでも結構なんですけど、ございましたらどうぞご遠慮なく。

○岸邊特別委員 今のお話の続きじゃないですけど、啓発の手段のほうですかね、時間もあるので、手段のお話で、具体的なところで言うと、先ほどもコマーシャルを含めてやったらどうだというお話もあったと思うのですが、コマーシャル自体は15秒、30秒の枠があるので、メーカー様は既にもうやっていると思うのですが、ウェブ広告ですね、ウェブに行くと正しく磨く方法を動画で見るというのも今であればできることですし、そういった

ところで例えばキャンペーンを張って、よく磨けた人に何かプレゼントをあげるみたいなキャンペーンみたいなものもできなくはないのかなというふうに思うのと、あと、この協議会に参加させていただいて、1回、2回常にちょっと見ているんですけど、この後のニュースですね、ニュースで見ると、大体が今お話があったように、前回で言えばヒヤリ・ハットで16.6%ぐらいとか、事故がこんなにありましたみたいな形のはニュースの最初の見出しになっているんですよ。これは、いい悪いは別にして、マスコミの方で言うと、そのインパクトですね、インパクトをやっぱり第一に持っていくので、基本的には結構事故のほうを主体にとって見出しをつけて、それを流して、こういったものを行っているんだよみたいな形にはなっていますので、そういった意味で言えば、マスコミの方にご協力いただいて、警告的なところのニュースソースにすれば、視聴率が上がるかどうかは別にしてなんですけど、一般の人はやっぱりセンセーショナルなほうを目にしますので、そのところで食いついて見てくるようなイメージはあります。ただ、先ほども申し上げたのですが、それで実際事故があると一般の人は、コメント欄に結構ひどいことが書いてあるので、その辺はちょっと諸刃の剣かなというふうには思いますけど、そういったマスコミの活用方法というか、ご協力というのもあっていいのかなというふうには思います。

○生活安全課長　ご意見ありがとうございます。

事務局のほうから少しお話しさせていただきますと、本協議会、大変メディアの方々にいろいろご協力いただきまして、発信にとってもご理解いただいて、いろいろな、さまざまな報道をいただいているところです。

今年度の協議会で言いますと、これまで私どもの協議会で出している情報として――まだ取組（案）がまとまっていませんでしたので、なかなかその啓発というところがこれまではなかったですけれども、今までとてもご協力いただいておりますので、今後、私どもとしても働きかけてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○釘宮委員　消費者への啓発とか警告のやり方というところで、やっぱりテレビの力ってすごく大きいと思うんですね。子育て支援センターのようなところを自治体で運営しているんですけども、そういうところに来られる保護者というのは結構意識の高い方が多くて、限られていたりするので、効果的には伝わるんだけど、広くは伝わらない。やっぱり報道、テレビのニュースですとか、そういったもので事故の情報などを流していただくと、先ほどおっしゃったようなセンセーショナルな部分というのは広く多くの人に伝わりやすいということがあるので、深さと広さというのを考えた発信の仕方というのは

必要のように思います。

先ほどから消費者教育のようなお話も出ていて、やはりその部分は私どものような消費者団体も1つの担い手であると思いますので、これまでは小学校以上ぐらいを対象としていた消費者教育がどうしても多かったです。松田委員のような、子育ての支援をされていらっしゃるような団体の方などとも一緒にご相談しながら、親御さんへの注意だけじゃなくて、安全な製品を選ぶとか、それから、歯磨きの習慣をつけることも大事だということも一緒に消費者に伝えていくことができたらと思います。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろご意見が十分出たかなと思われそうです。

この協議会、毎年3回で取りまとめをしています。本年度は4回で取りまとめる方向です。この3回目では皆様のいろいろご尽力されているようなお話なども含めて非常に有意義な議論でき、また方向性が見えてきているようにも思っております。

以降は、第4回でこのまとめを東京都のほうに正式に提案して成文化して集約するようなプロセスになると思います。このような予定にどうしてもというような何かご意見があればこの機会にどうぞ賜れば幸いです。最後の最後でというよりは、ぜひ検討、議論の現場で議論され尽くしたほうが良いと思っておりますので、申し上げました。

それでは、全体を通して特に何かございますでしょうか。

○野田オブザーバ すみません、オブザーバなので、最後の最後。委員の皆様がまとめられる報告書なので、我々はオブザーブする立場であれなんですけど、気がついたところだけ1、2、3、述べさせていただきます。

まず、取組を進める上では、とにかく全国統一的にということが大事で、家庭用品品質表示法のお話が2点出ました。1点目は、法律で安全基準を設けられないかという話と、2つ目は、注意事項の表記を義務化できないかという2点述べられたと思います。

まず1点目につきましては、法律そのものが安全基準を策定して、その家庭用品に盛り込むということをちょっと目的とした法律ではないので、なかなかちょっとそこは難しいかなと思っております。

2点目の注意事項につきましては、その法律そのものが不測の損害を受けないようにというところで、そういう考え方であって、必ずしも生命、身体への被害が出るようなものについては網羅的にやるというような形にはなっていないことが1つと、あと、今日のご意見を伺いまして、誤飲・誤嚥なのか、例えば喉に刺さることなのか、どういうふうな

点を警告なのか注意喚起なのか、どういうふうな点が表記というかメッセージとして出されるべきなのかといったところも、いろいろ多様な話でございまして、家庭用品品質表示法でなくても、例えば何法でもいいですけど、なかなか法律で全事業者に一律に義務づけるというところまではちょっとまだまだ距離があるのかなというのがお伺いして思っております。

あと3点目は、事故情報の収集でいろいろちょっとどうなっているんだというお話がありまして、大体委員の皆様が言われたとおりでございまして、ちょっと気がついた話でいくと、法律で事故情報が義務づけられるのは、例えば製品表示法、事業者さんが義務づけられるものだと、商品の欠陥により事故が生じた場合ですよ、大ざっぱに言うそうですね。あと、商品安全法でいくと、商品安全性が欠けるかどうかというところが1つ事故かどうかというところの判定のポイントです。今日もそれが製品の欠陥なのか問題なのか、親御さんの責任なのかというような話はいろいろありましたけれども、そこでなかなかちょっといろいろ判断に迷うような点も多分影響しているのではないかなと思っております。

最後です。そうはいつでも、こういう問題に取り組んでいって、いろいろ注意喚起のメッセージを出さなければいけないというところは消費者庁も同じ思いでございまして、そこは、どうぞ協力ができるのかというところは、委員会のご報告も受けて、あるいは東京都さんとも協力できるところは協力して、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、時間になっておりますので、これで今回の議論は一応終了させていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日いただいたご意見等につきまして、事務局のほうで協議会報告書の素案に反映し、報告書（案）にまとめてもらいたいと思います。

それでは、報告書（案）作成までの今後のスケジュールについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

○安全担当 それでは、資料3の今後のスケジュールをごらんいただきたいと思います。

本日いただいたご意見を反映し、事務局で協議会報告書（素案）を修正し、委員及び特別委員の皆様にお送りいたします。

委員及び特別委員の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、お送りする報告書の素案についてご意見など事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

事務局は、いただいたご意見を報告書の素案に反映させ、修正版を取りまとめてまいります。

委員及び特別委員の皆様には、再度こちらの修正版をご確認いただき、こちらが協議会報告書の案となります。

これらの作業を今月から来月1月にかけて進めてまいりますので、具体的なスケジュールについてはまた改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

第4回協議会は来年2月14日を予定しており、ここで協議会報告書（案）を決定していただき、協議会報告書を公表、プレス発表してまいります。

都は、協議会提言に基づき、消費者への注意喚起、関係する業界団体等や国等への要望と情報提供を行ってまいります。

消費者への注意喚起の1つとして、事故防止啓発リーフレットの作成を予定しております。本日お手元に昨年度の提言を受けて作成しました「コイン形電池 ボタン形電池を子供にさわらせないで！」のリーフレットを置かせていただいていますけれども、今年度も、今回も形はこのようにA4判の三つ折りのものをつくりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

こちらにつきましても、委員及び特別委員の皆様にご意見をいただいて作成したいと思っておりますので、お忙しいところまことに恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

リーフレットの作成につきましても具体的なスケジュールを改めて事務局よりご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が今後のスケジュールとなります。

○越山会長 本件については特によろしいですね。

今のお話のあったとおり、第4回目の協議会、最後の協議会は2月14日に予定されています。次回は報告書の案について皆様のご承認をいただき、東京都に報告書を提出するというようなプロセスにさせていただければと思っております。

先ほど事務局から説明がありましたが、次の協議会までに事務局が素案を修正し、報告書の案を取りまとめて委員の皆様方にまた——今回も事前にご送付させていただきながら進めていくようになると思います。そのような形になります。ぜひご理解、ご協力をお願いいただければ幸いです。

それでは、本日、議事はこれで全て終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。お疲れさまです。

午前11時45分閉会